

裁判官認印

第 1 2 回 弁 論 準 備 手 続 調 書 (放 棄)

事 件 の 表 示 平成 2 5 年 (ワ) 第 7 5 8 号
期 日 平成 2 7 年 8 月 2 0 日 午 後 4 時 3 0 分
場 所 等 広 島 地 方 裁 判 所 民 事 第 1 部 準 備 手 続 室
裁 判 官 丹 羽 敦 子
裁 判 所 書 記 官 新 谷 雄 三
出 頭 し た 当 事 者 等 原 告 代 理 人 風 呂 橋 誠
同 松 岡 正 志
同 工 藤 勇 行
被 告 代 理 人 渡 部 邦 昭

指 定 期 日

当 事 者 の 陳 述 等

原告

本 件 請 求 を 放 棄 す る 。

第 1 当 事 者 の 表 示

広 島 市 中 区 鉄 砲 町 1 番 2 0 号

原 告	特 定 非 営 利 活 動 法 人 消 費 者 ネット 広 島
同 代 表 者 理 事	吉 富 啓 一 郎
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	山 田 延 廣
同	工 藤 勇 行
同	原 田 武 彦
同	風 呂 橋 誠
同	仲 田 誠 一

同 谷 本 素 子

同 松 岡 幸 輝

同 松 岡 正 志

広島市西区井口1丁目3番20号

被 告 株式会社早稲田自動車学園

同代表者代表取締役 早稲田 豊 穂

同訴訟代理人弁護士 渡 部 邦 昭

第2 請求の表示

別紙のとおり

裁判所書記官 新 谷 雄 三

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、消費者との間で自動車教習契約のうち「特約コース」又は「23才まで限定コース」を締結するに際し、下記の条項を内容とする意思表示を行ってはない

記

(1) 特約コース

「中途解約される場合、基本教習時限数（MT34・AT31）から技能教習時限数を引いた残回数の特約コース料の半額を返金いたします。ただしやむを得ない事由があると認められる場合は、残回数の特約料の全額を返金いたします。」

(2) 23才まで限定コース

「中途解約される場合、認定補修回数を未消化の方は、1回につき2,400円（補修料金の半額）をお返しします。ただしやむを得ない事由があると認められる場合は、未消化の補修料金の全額を返金いたします。」

- 2 被告は、前項記載の内容の条項が記載された入学案内書等の取引書類を廃棄せよ
- 3 被告は、その従業員らに対し、1項記載の条項を内容とする意思表示を行うための事務を行わないこと及び前項記載の取引書類を廃棄すべきことを指示せよ
- 4 訴訟費用は被告の負担とする
との判決を求める。

第2 請求の原因

1 事案の概要

本件は、消費者契約法（以下「法」という。）13条の認定を受けた適格消費者団体である原告が、自動車教習所の事業を営む被告に対し、被告が消費者との間で締結する自動車教習契約（以下「教習契約」という。）のうち「特約コ

ース」及び「23才まで限定コース」（以下「本件各コース」と総称する。）の解約条項に法9条1号に違反する解約金の返金制限があるとして、法41条1項による差止請求を前置した上で、法12条3項に基づき、上記解約条項を内容とする意思表示を行うことの停止等を求める事案である。

2 当事者

- (1) 原告は、消費者に対して、各種消費者被害の調査、情報提供、救済活動事業等を行い、消費者の人権擁護及び社会教育の推進に寄与することを目的とし、平成20年1月29日付けで内閣総理大臣から消費者団体訴訟制度における適格消費者団体の認定を受けた特定非営利活動法人である（甲1）。
- (2) 被告は、本店所在地において自動車教習所を経営する等の事業を営む株式会社である。

3 これまでの経過の概略

(1) 教習料金の不返還条項に対する是正申入れ

原告は、消費者からの情報提供を受けて調査をした結果、被告が「入校のご案内」に「入校申込金、教習料は原則として払い戻しいたしません」との記載を行っていることを確認した。そのため、被告に対し、平成21年5月26日、当該記載に基づく取扱いは法9条1号に違反するとして、是正の申入れと照会を行った（甲2）。

(2) 被告の回答

被告は、原告からの再々の要請を放置した後によりやく、原告に対し、平成23年5月16日付け「回答書」を送付し、「本件条項を早急に改正して、中途解約の場合に教習料等の返還を明記した学則を整備することの検討に着手しているところです」との回答をした（甲3）。

(3) 原告からの再度の申入れ等

ア 原告は、被告に対し、平成23年10月、中途解約条項に関する再度の照会を行った。

イ これに対し、被告は、改定後の取引書類を添付した上、「① 教習受講開始前に解約する場合 入校申込金を控除のうえ、その他料金を払い戻す」、
「② 教習受講開始後に解約する場合 教習料の未消化分料金から割引料金を除外した残金を払い戻す。ただし、入校申込金、コース申込料金等は返金しない」と記載した回答書を原告に提出した（甲4）。

ウ 被告が添付した改定後の取引書類には、「特約コース」について、「※ 中途解約される場合、各「特約コース」の払い戻しはありません」（甲4の2・5頁）、「23才まで限定コース」について、「※ 中途解約される場合、「23才まで限定コース」の払い戻しはありません」（甲4の2・4頁）との注意書きが追加されていた。

エ 被告による上記ウの措置は、平均的損害を超える違約金の定めをしてはならないとする原告からの申入れの趣旨を理解しないものであったため、原告は、被告に対し、改めて問題点を指摘し、更に改定を要請した。

オ これに対し、被告は、平成24年2月29日付けの報告書において、特定の場合には本件各コースの中途解約者にコース料の半額を返金する旨の改善を同年4月1日から実施する予定であるとの回答をした（甲5）。しかし、その内容には、精算方法が一義的に明確でないほか、半額しか返金がされないとする根拠に疑義が残る等の問題点があった。

(4) 法41条1項に基づく差止請求（本件訴訟の前置手続）

以上のことから、原告は、被告に対し、平成24年9月25日、法41条1項に基づく差止請求書を送付し（甲6の1）、同書は同月26日に被告に配達された（甲6の2）。

(5) 本件訴訟の提起

ア 上記差止請求に対し、被告は、平成24年10月1日付けで本件各コースの中途解約条項をさらに改定した旨の回答をしたが（甲7）、その内容は、「ただしやむを得ない事由があると認められる場合は、……全額を返金い

たします」との一文を付け加えるだけのものであった（甲8）。

イ 後述のとおり，上記改定後の「特約コース」の中途解約条項（以下「本件解約条項1」という。）及び「23才まで限定コース」の中途解約条項（以下「本件解約条項2」という。）は，いまだ法9条1号に違反しているので，原告は，やむなく本件訴訟の提起に至ったものである。

4 本件各コースの概要

被告のウェブサイトによると，本件各コースの概要は以下のとおりである。また，本件各コースの料金は，別紙本件各コース教習料金表のとおりである。

(1) 「特約コース」について（甲9）

ア 標記コースは，「特にお急ぎの方のためのコースです」（甲9・1頁）とされ，技能教習の予約を優先的に取得できるものである。

イ 内容に応じ，Aコース，Bコース，Cコース及びSコースの4つに分かれている。

ウ 被告のウェブサイト上には，平成25年5月10日現在，中途解約についての記載はない。

(2) 「23才まで限定コース」について（甲10）

ア 標記コースは，「定額制の教習料金をご希望される23才までの方のために，通常の教習コースとは別に23才まで限定コースも，ご用意させていただきました。補修^[ママ]にかかる追加料金が一切不要です」（甲10・1頁）とされている。

イ 教習料金の設定については，「※補修^[ママ]回数^[ママ]の目安をAT車2回・MT車3回として価格設定しております。この回数以上になっても追加料金が不要なのはもちろんのこと，少ない回数でご卒業の場合には，差額の半額（1回につき2,400円）をお返しします」（甲10・1頁）との記載がある。

ウ 卒業までに補習が上記の各回数を超えても追加料金が発生しない一方，補習が上記の各回数未^[ママ]満であった場合には，1回当たり「補修教習料」の

半額である2400円が返還される形態である（甲10・1頁）。

エ 被告のウェブサイト上には、平成25年5月10日現在、中途解約についての記載はない。

5 本件解約条項1及び2の内容

(1) 本件解約条項1について（甲8の2・2頁）

本件解約条項1の内容は、「中途解約される場合、基本教習時限数（MT34・AT31）から技能教習時限数を引いた残回数の特約コース料の半分を返金いたします。ただしやむを得ない事由があると認められる場合は、残回数の特約料の全額を返金いたします。」というものである。

(2) 本件解約条項2について（甲8の2・3頁）

本件解約条項2の内容は、「中途解約される場合、認定補修^{〔ママ〕}回数を未消化の方は、1回につき2,400円（補修^{〔ママ〕}料金の半額）をお返しします。ただしやむを得ない事由があると認められる場合には、未消化の補修^{〔ママ〕}料金の全額を返金いたします。」というものである。

6 本件解約条項1及び2の違法性

本件解約条項1及び2は、次のとおり、法9条1号に違反するものである。

(1) 法9条1号の規定

法9条1号は、消費者契約の解除に伴う違約金の条項において、設定された契約解除の事由、時期等の区分に応じて同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的損害の額を超える部分の定めは無効とする。

(2) 本件解約条項1について

ア 本件解約条項1は、基本教習時限数以下の解約の際には、基本教習時限数から技能教習時限数を引いた残回数の特約コース料の半分しか返金しないことを原則とし、全額の返金をするのを「やむを得ない事由があると認められる場合」に限定している。

イ 本来、教習契約のような継続的な役務提供契約において中途解約がされ

る場合、未消化部分の教習料金を考慮の上、合理的に精算されるべきものであるとされる。

ウ ところが、本件解約条項1においては、解約時期にかかわらず、残回数の特約料の半額（一定額）の解約金が定められているだけであり、その合理的根拠を見いだすことはできない。

エ また、本件解約条項1は、残回数に応じた返金額が具体的に明示されておらず、消費者が返金額を容易に算定できるような説明もなされていない。さらに、いかなる場合に「やむを得ない事由があると認められる場合」に該当するのか明らかにされていない等の問題点も存在する。

オ したがって、本件解約条項1は、平均的損害を超える違約金を定めているものであって、法9条1号に違反する。

(3) 本件解約条項2について

ア 本件解約条項2は、認定補修回数を未消化である場合の解約において、1回につき補修料金の半額である2400円の返金しかされないことを原則とし、全額の返金をするのを「やむを得ない事由があると認められる場合」に限定している。

イ 本件解約条項2においては、基本教習時限数に満たない段階での解約の際の返金について明示されておらず、補修料金の半額の返金しか定められていない。中途解約の場合の具体的な返金額又はその算定方法が具体的に明らかではない。さらに、「やむを得ない事由があると認められる場合」が抽象的であり、いかなる場合に該当するのか明らかでない点も上記(2)エと同様である。

ウ したがって、本件解約条項2は、平均的損害を超える違約金を定めているものであって、法9条1号に違反する。

7 ウェブサイトに本件解約条項1及び2の記載がないこと（甲9、甲10）

なお、前記4のとおり、被告のウェブサイトには、本件各コースを中途解約

した場合は返金手続について何ら記載されていない。このことから、被告が主張する本件解約条項1及び2への改定が実際に行われているかどうかについても疑問がある。

8 結論

(1) 意思表示の停止措置

以上のとおり、本件解約条項1及び2は、いずれも法9条1号に違反した条項である。また、被告は、現在も本件解約条項1及び2を含む入校案内書等の取引書類を使用して営業をしている。

したがって、法12条3項により、本件解約条項1及び2を含む意思表示の停止措置が認められるべきである。

(2) 取引書類の廃棄措置等

さらに、これらの無効な条項による意思表示の停止、予防のためには、被告が本件解約条項1及び2の記載された取引書類等を廃棄する措置を自らとるほか、従業員への周知徹底を行うことも必要である。

(3) 結語

よって、原告は、法12条3項に基づき、請求の趣旨記載の判決を求める。

以上

(別紙)

本件各コース教習料金表

1 「特約コース」の料金

	MT車	AT車
特約Aコース	30万0000円	28万0000円
特約Bコース	31万0000円	29万0000円
特約Cコース	32万5000円	30万5000円
特約Sコース	31万3000円	29万3000円

2 「23才まで限定コース」の料金

	MT車	AT車
教習料金	30万4400円	27万9600円

以上

これは正本である。

平成27年8月24日

広島地方裁判所民事第1部

裁判所書記官 新谷雄

